

令和7年度 沖縄地方労働審議会
第1回 沖縄県縫製業最低工賃専門部会 議事録

- 1 開催日時 令和7年6月5日(木) 14:55~15:54
- 2 場 所 那覇第2地方合同庁舎1号館 共用中会議室(2階)
- 3 出席者
 - 公益代表委員 2名(上江洲純子、西村オリエ 敬称略)
 - 家内労働者代表委員 3名(石川修治、喜納浩信、知花優 敬称略)
 - 委託者代表委員 3名(大城直也、小浜徹、田端一雄 敬称略)
 - 事務局 5名(柴田労働局長、岡崎労働基準部長、崎原賃金室長、喜友名賃金室長補佐、伊計係員)
- 4 議題
 - (1) 沖縄県縫製業最低工賃専門部会の設置について(確認)
 - (2) 沖縄県縫製業最低工賃専門部会運営規程(案)について
 - (3) 沖縄地方労働審議会運営規程第10条の適用について(意向確認)
 - (4) 審議日程(案)について
 - (5) 家内労働実態調査要綱(案)及び調査票(案)について
 - (6) その他
- 5 配付資料
 - (1) 沖縄地方労働審議会沖縄県縫製業最低工賃専門部会委員名簿
 - (2) 沖縄県縫製業最低工賃の改正決定について(令和7年3月14日付け諮問)
 - (3) 沖縄地方労働審議会沖縄県縫製業最低工賃専門部会運営規程(案)
 - (4) 沖縄県縫製業最低工賃専門部会審議日程(案)
 - (5) 沖縄県縫製業最低工賃実態調査要綱(案)及び調査票(案)等について
 - (6) 沖縄県縫製業最低工賃の決定(改正決定)に係る関係家内労働者及び関係委託者の意見聴取に関する公示
 - (7) 家内労働法(昭和45年法律第60号)の概要等
 - (8) 沖縄県縫製業最低工賃一覧表(新旧対照表)
 - (9) 全国における類似の最低工賃資料
 - (10) 関係法令等(抜粋)
 - ① 家内労働法及び家内労働法施行規則
 - ② 地方労働審議会令
 - ③ 沖縄地方労働審議会運営規程

④ 第10回労働政策審議会雇用環境・均等分科会家内労働部会資料及び議事録（令和7年3月18日開催）

(11)家内労働のしおり

(12)かりゆしウェア製造枚数（下げ札発行枚数）沖縄県調べ

かりゆしウェア製造枚数の推移（R7年5月30日更新）（追加資料）

第1回 沖縄県縫製業最低工賃専門部会（議事録）

○崎原賃金室長

定刻より早いですが、皆さんお揃いですので、これより「令和7年度 沖縄地方労働審議会 第1回 沖縄県縫製業最低工賃専門部会」を開催いたします。

本日はお忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日は、第1回目でございますので、部会長が選出されるまでの間は、事務局で進行させていただきます。

よろしく願いいたします。

それでは、先に資料等の確認をお願いいたします。

資料は緑色のファイル1点となります。

この後、私の説明の中で、根拠となります関係法令条文等を述べさせていただきますが、その関係法令等につきましては、資料の93ページから98ページの資料10にございます。

関係法令等は、家内労働法、地方労働審議会令、沖縄地方労働審議会運営規程となっております。

ご参考にしていただければと思います。

そして、皆様に人事異動通知書（辞令）もお配りしております。

本来ならば、沖縄労働局長からお一人ずつ辞令をお渡しすべきですが、時間の制約上、辞令交付については省略させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

ちなみに、専門部会に属する委員の任命についてご説明しますと、すでに地方労働審議会の委員になられている方への任命は、審議会会長の指名のみで足りるとされているところ、そうでない場合は、まず労働局長が審議会の臨時委員として任命した上で、審議会会長が指名し、最終的に労働局長が専門部会の9名の委員として任命する、という取り扱いになっております。

臨時委員5名の皆様である上江洲委員・西村委員・石川委員・大城委員・小浜委員におかれましては、人事異動通知書が2枚となりますので、ご確認いただきたいと思います。

では、議事次第に移ります。

議事次第1は最低工賃専門部会委員の紹介となっております。

1ページの資料1、委員名簿をご覧ください。

50音順に公益代表委員、家内労働者代表委員、委託者代表委員とそれぞれ並べさせていただきます。

この名簿に基づき、こちらからご紹介させていただきますので、お名前を呼ばれた委員の方は、誠に恐縮ですが、その場でご起立をお願いいたします。

では、初めに公益代表委員をご紹介します。

上江洲純子委員。

○上江洲純子委員

上江洲です。よろしくお願いいたします。

○崎原賃金室長

西村オリエ委員。

○西村オリエ委員

西村オリエと申します。よろしくお願いいたします。

○崎原賃金室長

高田清恵委員につきましては、本日所用のため欠席となっております。

続きまして、家内労働者代表委員をご紹介します。

石川修治委員。

○石川修治委員

石川です。よろしくお願いいたします。

○崎原賃金室長

喜納浩信委員。

○喜納浩信委員

喜納です。よろしくお願いいたします。

○崎原賃金室長

知花優委員。

○知花優委員

知花です。よろしくお願いいたします。

○崎原賃金室長

続きまして、委託者代表委員をご紹介します。

大城直也委員。

○大城直也委員

大城です。よろしくお願いします。

○崎原賃金室長

小浜徹委員。

○小浜徹委員

小浜です。よろしくお願いいたします。

○崎原賃金室長

田端一雄委員。

○田端一雄委員

田端です。どうぞよろしくお願いします。

○崎原賃金室長

続きまして、事務局側、沖縄労働局職員を紹介いたします。

(事務局紹介・挨拶)

○崎原賃金室長

以上、専門部会委員のご紹介と、併せて、事務局の紹介をさせていただきました。

それでは、本日の開催に当たりまして各委員の出欠の状況でございますが、公益委員2名、家内労働者側委員3名、委託者側委員3名、計8名のご出席でございます。

よって、本専門部会は、地方労働審議会令第8条第1項の定足数を満たしていることをご報告いたします。

続きまして、議事次第2「部会長及び部会長代理の選出について」に移ります。

地方労働審議会令第6条第5項の規程には「当該部会に属する公益を代表する委員及び臨時委員のうちから、当該部会の委員及び臨時委員が選挙する。」とされております。事前に公益委員で協議をしていただいたところ、前回の最低工賃専門部会委員及び部会長代理でもありました上江洲委員が適任であるというご推薦をいただきました。

皆様、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

○崎原賃金室長

ありがとうございます。

全会一致で部会長に上江洲委員が選出されました。

続きまして、部会長代理の選出については、地方労働審議会令第6条第7項の規程により「部会長があらかじめ指名するものが、その職務を代理する。」とされておりますので、上江洲部会長から代理の指名をお願いいたします。

○上江洲部会長

ただいま部会長に選任されました、上江洲でございます。

長い審議になると思いますが、どうぞよろしくをお願いいたします。

先ほど部会長代理の指名をとということでしたので、本日欠席ではございますが、前回の最低工賃専門部会の委員でもありました高田委員にお願いしたいと思います。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

○崎原賃金室長

ありがとうございます。

それでは、部会長は上江洲委員、部会長代理は高田委員に決まりましたので、これからの議事の進行を、上江洲部会長にお願いしたいと思います。

よろしくをお願いいたします。

○上江洲部会長

改めまして、上江洲です。

ここからは進行を私の方で進めさせていただきます。

沖縄県縫製業最低工賃専門部会については、皆さんご存じのとおり、専門性もございますし、最低工賃という特殊性もございます。

その運営に当たりまして、それぞれの委員のご協力とご理解を得ながら、円滑に進行できればと思いますので、最後の審議終了までどうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

本日は、第1回の専門部会でありますので、まずは柴田労働局長から御挨拶を頂戴できればと思います。

よろしくをお願いいたします。

○柴田労働局長

委員の皆様方には、日頃より労働行政の運営に当たりまして格別のご理解とご協力を賜っておりますことに感謝申し上げます。

着座にて失礼いたします。

去る令和7年3月14日の第2回沖縄地方労働審議会におきまして、沖縄県縫製業最低工賃改正について、公労使一致して「改正が適当」との結論をいただき、改正の諮問をさせていただいたところです。

本日は、その最低工賃の改正のために皆様にご審議いただく第1回目の専門部会となります。

最低工賃制度の根拠となります家内労働法は昭和45年5月16日に制定されましたが、沖縄県においては昭和47年5月15日の祖国復帰に伴い適用となっております。

沖縄県内における最低工賃の適用状況につきましては、これまで3業種の最低工賃がありましたが、このうち琉球人形については平成13年、そして琉球かすりについては平成15年にそれぞれ廃止が決定され、現在は縫製業の1業種のみとなっております。

今回、当専門部会の審議対象である沖縄県縫製業最低工賃は昭和55年に新設され、直近では令和4年に改正審議が行われ、今回は3年ぶりとなります。

県内の家内労働者の現状につきましては、後程担当者から説明させていただきますが、家内労働法が「家内労働者の労働条件の向上を図り、もって家内労働者の生活の安定に資すること」を目的として制定されていることをご理解いただきますとともに、各委員の慎重かつ活発な御議論により、結審いただきますようお願い申し上げます。

私ども事務局としましても、本専門部会が円滑に審議、運営出来ますよう努めて参りますので、何卒、よろしくお願い申し上げます。

結びに、委員の皆様方におかれましては、最低工賃制度を適正に運営していくため、ご協力を賜りますようお願い申し上げ、簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。

○上江洲部会長

柴田労働局長、ありがとうございました。

局長は、このあと所用がありますのでここで退席いたします。

皆様、ご了承をお願いします。

(局長退室)

○上江洲部会長

続いて、次第4の議題(1)について、事務局より説明をお願いします。

○崎原賃金室長

着席のまま、ご説明いたします。

議題(1)は、沖縄県縫製業最低工賃専門部会の設置についての確認ということで、これまでの経過も含めてご説明いたします。

3ページの資料2をご覧ください。

諮問文の写しとなっております。

先ほど局長からも説明がありましたが、令和7年3月14日に開催されました沖縄地方労働審議会において、家内労働法第10条に基づき、沖縄県縫製業最低工賃の改正決定に係る調査審議を求め、沖縄労働局長から沖縄地方労働審議会会長あて諮問しております。

家内労働法第21条第1項の規程により「審議会は、最低工賃の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。」とされておりますので、諮問を受け、本日、沖縄県縫製業最低工賃専門部会が設置されたところです。

次に、27ページの資料7をご覧ください。

「家内労働法の概要」から始まる横書きの資料です。

昨年度3月の地方労働審議会での説明資料とほぼ同じものになりますが、一点だけ追記した箇所がございます。

最終結論は「改正すべし」となりましたことを受けて、34ページの黄色着色部分を追記したものとなっております。

この資料7に沿って、改めて簡単にご説明いたします。

ページ戻りまして、27ページの1行目に家内労働の定義を記載しております。

1行目、一つ目の丸、家内労働とは、いわゆる内職のこととございまして、メーカーや問屋（委託者）から部品や原材料の提供を受けて、物品の製造や加工を行うものとされております。

二つ目の丸、内職を行う家内労働者は、労働基準法等の労働者には該当いたしません。

資料下半分の青色の4つの帯の部分に、目的、家内労働手帳の交付、最低工賃の決定、安全及び衛生に関する措置等が家内労働法上、定められております。

次に、28ページをご覧ください。

家内労働対策の概要についてです。

上の緑の枠にありますように、家内労働者の労働条件の向上と生活の安定を図るため、家内労働法に基づき、次の4つの対策を推進しております。

1点目が最低工賃の決定と周知、2点目が家内労働手帳の交付の徹底と工賃支払いの確保、3点目が家内労働者の安全及び衛生の確保、4点目その他として、家内労働の現状を把握するために調査を毎年実施することとされております。

続いて、29ページをご覧ください。

沖縄県における最低工賃の設定状況についてです。

沖縄県では現在、縫製業のみの最低工賃の設定がされてございまして、先ほど局長の話

でもありましたが、下の表のとおり、「琉球かすり」と「琉球人形」はそれぞれ平成15年と平成13年に廃止されております。

続いて、30ページをご覧ください。

沖縄県縫製業の委託者及び家内労働者数の推移についてです。

下の折れ線グラフで見ますと、赤の折れ線の家内労働者数が令和6年時点で47名に減少、青の折れ線の委託者数は11社と横ばいの状況でございます。

次に、31ページをご覧ください。

現在適用されている沖縄県縫製業最低工賃の表になります。

3年前の専門部会でご審議いただき、品目や工程内容が実態に合わせた形でスリム化されました。

次の32ページと33ページは、衣類縫製品工業組合と委託者11社へのヒアリング調査の結果をまとめたものです。

33ページをご覧ください。

県内縫製業の景況等について、上の緑の枠の部分、1行目、かりゆしウェアの製造枚数は令和5年で約33万枚が製造されています。

令和6年のかりゆしウェアの製造枚数につきましては、5月30日に沖縄県のホームページが更新されましたので、一番後ろにインデックスで追加資料1としてつけております。

資料1によると、令和6年は約34万4千枚と製造枚数が増加しております。

ページ戻りまして、33ページの緑枠の2行目には、県内の現状として、若い人が入ってこない、高齢化、後継者不足が大きな課題である、3行目、需要はあるが人手不足により発注に对应できない、という声がありました。

続いて、34ページをご覧ください。

このような現状を踏まえて、3月14日に行われた地方労働審議会において、(1)から(3)のうちいずれの対応が必要ですかとご審議いただいたところ、審議会委員から、最低賃金が高く引き上げられていることや縫製業が女性の就労先として重要であることなどのご意見がございまして、審議の結果、赤枠の部分、(1)「改正諮問の実施が適当」との公労使意見の一致により、改正諮問を実施したという経緯となっております。

37ページには、最低工賃の新旧対照表を付けておりますので、ご参照ください。

以上になります。

○上江洲部会長

ありがとうございました。

議題(1)については、事務局より、これまでの経過を説明いただきましたが、ただいまの説明について何かご確認等ありますでしょうか。

(特になし)

○上江洲部会長

よろしいでしょうか。

それでは、続きまして議題（２）に移らせていただきます。

議題（２）は、運営規程(案)となっており、当専門部会で審議を行わなければならないという事項となっておりますので、事務局より説明をお願いします。

○崎原賃金室長

はい、議題（２）の運営規程(案)について、ご説明させていただきます。

まず、98 ページ資料 10-③の沖縄地方労働審議会運営規程第 13 条をご覧ください。

第 13 条は、「この規程に定めるもののほか、部会及び最低工賃専門部会の議事運営に関し必要な事項は、部会長が当該部会及び最低工賃専門部会に諮って定める」となっています。

ページ戻りまして、5 ページの資料 3 をご覧下さい。

運営規程(案)は、全 9 条から構成されており、そのうちのいくつかご説明しますと、第 3 条に（実態調査、実地調査並びに参考人意見聴取）というものがございます。

具体的には、実態調査は関係委託者及び関係家内労働者に対する通信調査及び訪問調査で、実地調査は、関係事業場を委員皆様が分担して直接訪問していただく調査になり、また、参考人意見聴取は公示によるものも含め、関係者から最低工賃に係る意見聴取、意見交換ができることとしております。

そして今回、第 6 条の会議の公開を修正案として提案しておりまして、「会議は原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は会議を一部非公開とすることができる。」としておりますので、非公開としていた会議について公開としたこの案でよいか、当専門部会でお諮りいたします。

そして、第 7 条の議事録及び議事要旨については、変更なく原則公開としております。

最後に、6 ページの第 9 条において、この規程の改廃は専門部会の議決に基づいて行うこととなっておりますので、今回、本案について、諮らせていただいている次第です。

ちなみに、本案のご承認が得られれば、本規程は本日から施行となります。

よろしく願いいたします。

○上江洲部会長

ただいま、事務局より説明のありました運営規程(案)についてご審議をお願いします。

先ほども説明がございましたが、会議の公開のところは、最低賃金の部会と同様に公開

と変更になっています。

最低工賃についても原則公開として、なおかつ、公開することに問題があるようなケースについては、ここでお諮りして、一部非公開にするという案が出ているところです。これを受け、内容についてご確認等ございますか。

(特になし)

○上江洲部会長

ご意見がなければ、本部会の運営規程を案のとおり承認して、案を取り、本日の日付で運営規程を施行してよろしいでしょうか。

(異議なし)

○上江洲部会長

では、本日、令和7年6月5日より施行として、タイトルより(案)を削除していたき、当該規程で専門部会を運営させていただきたいと思えます。

会議は公開となりましたが、本日、傍聴人はいないということによろしいですか。

○崎原賃金室長

傍聴人はありません。

○上江洲部会長

専門部会は公開ということになりましたため、今後も傍聴希望者に関しては、開催を公示するという運用になります。

それでは、専門部会運営規程第7条第1項の規程により、本日の議事録署名人を指名したいと思います。

家内労働者側委員は、石川委員、お願いいたします。

委託者側委員は、小浜委員、お願いいたします。

(「はい」の声)

○上江洲部会長

続きまして、議題(3)沖縄地方労働審議会運営規程第10条の適用について、事務局より説明をお願いします。

○崎原賃金室長

先に、当専門部会の議決と、審議会本体、いわゆる本審の議決との関係を説明いたします。

当専門部会の議決と本審の議決との関係は、2パターンに分かれます。

1つめは、当専門部会の部会長が本審の委員である場合。

2つめは、当専門部会の部会長が本審の委員でなく、特別の事項を調査審議するために臨時に任命された臨時委員である場合です。

条文に沿って説明いたします。

98 ページ、沖縄地方労働審議会運営規程第 10 条をご覧ください。

第 10 条第 1 項が、当専門部会の部会長が本審の委員である場合、第 10 条第 2 項が、当専門部会の部会長が臨時委員である場合です。

第 1 項、当専門部会の部会長が本審の委員である場合は、当専門部会の議決が、そのまま、本審の議決になります。

一方、第 2 項、当専門部会の部会長が臨時委員である場合は、会長以外の本審の委員と、当専門部会の臨時委員が、当専門部会の議決の取扱いを本審の会長に一任した場合、本審の会長の決定により、当専門部会の議決を本審の議決とすることができます。

当専門部会は、臨時委員でおられる上江洲委員が部会長に選出されましたので、第 2 項が適用されます。

そこで、本日は、当専門部会の臨時委員 5 名である、上江洲委員・西村委員・石川委員・大城委員・小浜委員の皆様、当専門部会の議決の取扱いを本審の会長に一任するかどうかについてご審議いただき、一任していただける場合、その後、11 月に開催される本審において、会長以外の委員に、同様に当専門部会の議決の取扱いを会長に一任するかどうかについてご審議いただきます。

このような 2 段階のプロセスを経て、当専門部会の議決の取扱いを本審の会長に一任していただければ、本審の会長の決定により、当専門部会の議決を本審の議決とすることができます。

もし、臨時委員において、本審の会長への一任について意見が一致しなかった場合は、採決を行い、採決結果を経過と併せて本審へ報告した後、本審にて議決となります。

繰り返しになりますが、本日は、当専門部会の臨時委員 5 名の皆様におかれましては、当専門部会の議決の取り扱いを本審の会長に一任するかどうかについてご審議いただきますよう、お願いいたします。

以上です。

○上江洲部会長

複雑な説明だと思いますが、要は臨時委員が入っているので、一任をする形をとって、本審での審議の議決の際に、そのとおりに扱うという了解をいただいた上で、また本審でそれをご審議いただいて、その決定が 11 月になされるということです。

その 11 月に開催される本審の前に、専門部会の議決の取り扱いを会長に一任することの了解がここでとれるかどうか、審議していただくこととなります。

分かりにくいところではございますが、ご不明な点があれば確認されてください。

(特になし)

○上江洲部会長

では、対象者の臨時委員は、私を除くと、西村委員・石川委員・大城委員・小浜委員となります。

当専門部会の議決を本審の議決とすることを本審の会長に一任してよろしいでしょうか。

(異議なし)

○上江洲部会長

では、反対の意見等はなく、臨時委員の皆様の意見が一致しましたので、当専門部会の議決を本審の議決とすることを本審の会長に一任するというを 11 月の本審へ報告させていただきます。

次に、議題（４）審議日程(案)について、事務局より説明をお願いします。

○崎原賃金室長

はい、7 ページの資料 4 になります。

既に終了しているのは、上の方から 3 つあり、3 月 14 日の審議会開催と諮問、4 月には臨時委員の任命や会長による専門部会委員の指名、4 月 24 日から 5 月 8 日までの関係家内労働者及び関係委託者の意見聴取公示です。

それから、破線の中の一番上が本日開催の第 1 回最低工賃専門、後ほど、実態調査の実施につきまして承認いただけましたら、今月中に調査を実施いたします。

2 回目以降の専門部会につきましては、記載のとおり、第 2 回が 12 月 4 日（木）、議題は実態調査の結果報告や関係者からの意見聴取、労使から参考人意見を述べたいというのであれば、第 2 回で設定いたします。

第 3 回は事業場視察、直接現場でお話を伺える機会として 1 月 19 日の週に予定しております。

事業場視察について実施するのも併せてご審議いただきたいと思います。

そして、4 回目以降に事業場視察の結果報告、工賃の審議、結審を来年 2 月、予備日を含め、4 日間設定しております。

事前に日程案をお伝えしておりますが、差し支える日については、事務局へ教え

ていただきたいと思います。

以上です。

○上江洲部会長

ただいま、事務局から説明のありました審議日程(案)について、かなり先の話にはなりますが、ご質問あるいはご確認されたいことはございますか。

○田端一雄委員

日程が近づかないと分かりませんが、12月4日である第2回専門部会は、状況によっては所用のため、欠席させていただく場合がございます。

○上江洲部会長

田端委員よりご意見がありましたが、日程案について現時点で出席できない日が既にお分かりの方は他にいらっしゃいますか。

○西村オリエ委員

第4回専門部会の日程案として、2月3日、10日が挙がっていますが、所用のため、欠席させていただく可能性がございます。

○上江洲部会長

委員の方から、欠席の可能性のある日程を3日挙げていただきました。

専門部会が成立できる範囲であれば、そのまま実施もあり得ますし、欠席者が多いようであれば、後日また日程調整をさせていただくことも検討しますので、今ご確認いただいた日程で確保できる日程は確保していただければと思います。

先ほど、事務局からありました、事業場視察について、実施の有無を含めて確認をとりたいと思います。

前回は2社の事業場視察を行いました。現在挙がっている日程の週で、事業場視察は実施するということがよろしいですか。

(異議なし)

○上江洲部会長

では、事業場視察は実施の方向でお願いいたします。

また、先ほどの規程の説明であったように、労使から参考人意見を述べさせたいという希望が出てくる場合もあると思います。

本日ここですぐにとすることは難しいと思いますので、参考人意見聴取の希望に関し

では、後日、事務局と調整をしていただくということによろしいですか。

(異議なし)

○上江洲部会長

では、参考人意見に関しては、後日、事務局との調整をお願いします。

まずは、事務局提示のこの日程案で進めさせていただくということによろしいですか。

(異議なし)

○上江洲部会長

ありがとうございます。

その後、スケジュールの変更となるかもしれませんが、現時点ではできる限り、この日程で進めさせていただければと思いますので、日程の確保等をお願いします。

もし、調整によって日程変更等生じましたら、事務局から皆様に連絡をすることになると思いますので、よろしくお願ひいたします。

続いて、議題（５）家内労働実態調査要綱(案)及び調査票(案)について、事務局から説明をお願いします。

○崎原賃金室長

はい、前回の専門部会においても、実態調査等の案をご審議いただきました。

実態調査の実施については、専門部会の審議内容として盛り込まれておりますので、今回も前回同様に、要綱案と委託者や家内労働者への調査票案について、委員からの意見等を踏まえ、実施したいと考えております。

9ページの資料5をご覧ください。

令和7年度家内労働実態調査要綱(案)となります。

要綱の4の調査対象期日と、調査実施期間以外は、前回と同様の内容です。

12ページをご覧ください。

委託者用の家内労働調査票案となっており、前回と同じ内容で変更点はございません。

項目は、委託している製品、家内労働者の内訳、年齢構成、経験年数、支払い工賃額などです。

現行の最低工賃表に合致しない工程等があれば、調査票2で回答のお願いをしております。

18 ページの家内労働者用の調査票も内容は前回と同じで、工賃改正の必要性や実際の仕事内容等について質問しています。

回答期日については、委託者へは発送からひと月程度、家内労働者へは発送からふた

月程度を目途と考えております。

以上です。

○上江洲部会長

ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明について、前回と特に変更は加えていないということですが、調査の実施については、前回も質問が出たところだと思います。

委員で気になる点があれば確認、あるいは質問されてください。

○田端一雄委員

15 ページの調査票2の朱書きになっている箇所は、今回から変わった部分でしょうか。

前回の審議で、無くなっている工程等は削った方がよいのではという大城委員の意見を踏まえ、今回変更となった箇所でしょうか。

○崎原貸金室長

前回の資料と変更はなく、そのようなご意見をいただいて、前回、このように変更して送付しております。

赤字の箇所は必ず記入してほしいということで記載しているものです。

○田端一雄委員

前回も当該資料を送付しているということですね。

製造および加工等の有無は変わりうる可能性があるため、当該箇所はぜひ確認していただきたいと思います。

○崎原貸金室長

はい。ありがとうございます。

○上江洲部会長

返答がなかった製造および加工等の有無については、削りようがなく、現在も残っている箇所もあったと思います。

そのため、必ず記入するよう赤字で強調しているということですね。

田端委員からご意見ございましたとおり、最低工賃の見直しの検討のためにも、できる限り、赤字の箇所は記入していただき、回収していただければと思います。

では、この案のとおり、事務局より、調査の実施を進めていただくということにより、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○上江洲部会長

ありがとうございます。

では、調査につきましては、事務局で進めていただければと思います。

続きまして、議題(6)その他となりますが、事務局より説明事項があればお願いします。

○崎原賃金室長

4点あります。

1点目について、25ページの資料6をご覧ください。

沖縄県縫製業最低工賃の決定に係る関係家内労働者及び関係委託者の意見聴取に関する公示文の写しを添付しております。

4月24日から5月8日までの期間中、意見の提出はなかったことをご報告いたします。

2点目について、39ページの資料9をご覧ください。

全国の類似の最低工賃資料を集めて、比較できればと思い、表を作成しましたが、なかなか同じ工程として、合致するものは少なく、婦人服・子供服の中でいえば、糸くず取りの金額については記載しました。

そして、県外の各局のHPに公開されている最新の工賃表を添付していますので、審議のご参考として提供させていただきます。

3点目について、99ページをご覧ください。

こちらは、令和7年3月18日に第10回労働政策審議会雇用環境・均等分科会家内労働部会の資料及び議事録となります。

厚生労働省において実施しております全国分の最低工賃新設・改訂3か年計画の進捗状況等の報告資料なども踏まえての家内労働部会における直近の開催資料です。

113ページをご覧ください。

全国の第14次最低工賃新設・改正計画となりまして、令和4年4月～7年3月の3か年の計画が添付されており、表の一番下に沖縄分があります。

令和6年度に、「縫製(改正)、→R7.3△」となっております。

△は諮問済みというものです。

次に118ページをご覧ください。

第15次最低工賃新設・改正計画が添付されており、期間は令和7年4月～10年3月となっています。

表の一番下の沖縄は、令和7年度に改正予定で現在審議中となっています。

令和9年度に縫製（改正）となっておりますのは、これまで最低工賃は3年を目途に見直しをするとされていましたが、少し方針が変わりました。

116 ページに、第15次の実施方針（案）が添付されていますが、3月24日付で既に厚生労働省より通達が発出されています。

1の（1）計画的な改正のところ「最低工賃については、第8次最低工賃新設・改正計画以降、原則として3年をめどに実態を把握し、見直しを行っている。今後は、加えて、経済情勢の変化や地域の実情、最低賃金の状況等を踏まえ、早期の見直しが必要と判断される場合には、これを2年とするなどの対応を図ること。」とされましたので、本通達に基づき、15次計画で令和9年度に改正諮問を計画しております。

最後の4点目、157ページの資料11には「家内労働のしおり」をつけております。

厚生労働省が6年度版として作成したもので、家内労働法のあらましや施策の概要、全国の現状がまとめられています。

ご参考にしていただければと思います。

以上です。

○上江洲部会長

ありがとうございます。

ただいまの事務局からの公示結果報告など4点について、説明がありました。

何か確認されたいことなどございますか。

（特になし）

○上江洲部会長

では、本日の議題につきましては、これで全て終了となります。

全体を通し、何か確認したいことはございますか。

○田端一雄委員

第3回専門部会の事業場視察について、どの事業場を視察するかは事務局で選定をするということでしょうか。

○崎原賃金室長

現在、委託者は11社ありますが、内2社は離島にあるため、その2社を除いた2社～3社のうち、都合が合う委託者を事務局にて選定したいと思います。

○田端一雄委員

事業場視察の日程は1月19日の週とされていますが、具体的な日程は第2回専門部

会で日程調整をするのか、それとも同部会よりも事前に日程調整をするのかでいうとどうでしょうか。

○崎原賃金室長

事前に委員の皆様へメールにて、日程調整の連絡し、お知らせできればと思っております。

○田端一雄委員

また、12月4日の専門部会の関係者からの意見聴取について、誰から意見聴取を行うかも事務局で選定を行うということによろしいでしょうか。

○崎原賃金室長

労使から、事前に意見を伺い、どのように選定するかを決定しようと思えます。

○田端一雄委員

意見聴取の選定のやりとりについても、その専門部会より事前に調整するということですね。

○崎原賃金室長

はい。

○上江洲部会長

意見聴取を行うかどうかも含め、事務局と労使委員で調整を行っていただければと思います。

他にご意見はありませんか。

○喜納浩信委員

お疲れ様です。

労働者委員側の喜納です。

昨日、かりゆしウェアの製造枚数は増加しているものの、縫製職人の不足により製造が追いついていない課題があるという新聞記事が掲載されました。

私どもにも加盟が1つありますが、まさに、この新聞記事のとおりなんです。

縫製業の最低工賃を含め、今後、沖縄県にて縫製業をどのようにするかを決定する上で、大事な審議だと思っています。

注文は増えているが、縫製ができる方がどんどん減っていて、関係先からも、3年前はかりゆしウェアを6万着を縫製できていたが、現在は4万着しか縫製できないという

非常に残念な状況であると聞いています。

かりゆしウェア、学生服を含め、沖縄の縫製業を今後どうしていくかは、もっと大きな議論になっていただければありがたいと思いますし、女性の方の大事な就労先となるため、今後も縫製業に従事する方々のために、しっかりと審議していただくようよろしくをお願いします。

○上江洲部会長

では、12月以降の専門部会もしっかりと審議を進めてまいりたいと思います。

これをもちまして、第1回沖縄県縫製業最低工賃専門部会を終了させていただきます。

皆様、お疲れさまでした。